

# 養護老人ホーム 一乗ふれ愛園

## 契約入所

### 利用契約書・重要事項説明書

#### 目次

第1条 契約の目的	第10条 現状回復の義務並びに費用の負担
第2条 契約の期間	第11条 賠償責任
第3条 支援及びサービス	第12条 長期不在
第4条 利用料等	第13条 立ち入り
第5条 資料の提供	第14条 契約の終了及び処置
第6条 契約の解除	第15条 居室の変更
第7条 緊急時の対応	第16条 個人情報の保護
第8条 身元保証人	第17条 苦情処理
第9条 造作、模様替え等の制限	第18条 その他

\_\_\_\_\_様（以下「契約利用者」という。）は、社会福祉法人光明寺福祉会 養護老人ホーム 一乗ふれ愛園（以下、「施設」という。）へ契約入所するに当たり、下記のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結します。

### 第1条（契約の目的）

施設は、契約利用者が心身ともに充実した明るい生活を送ることができ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、契約利用者に対して施設の利用及び各種支援（サービス）を提供し、契約利用者は、施設に対して、それらに係る利用料等を支払います。

### 第2条（契約期間）

この契約期間は、令和 \_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日から 令和 \_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日までとします。

2 契約満了の1月前までに、契約利用者から施設へ申し出がない限り、本契約は期間満了日の翌日から1年間、自動更新され、以降も同様とします。

3 本契約は第6条に基づく「契約の解除」が行われない限り、これを継続します。

### 第3条（支援及びサービス）

施設は、契約利用者の安否を定期的に確認することを原則とし、契約利用者が目標を達成するための支援やサービスを、契約利用者の求めに応じて提供することができます。ただし、支援やサービスの内容は、施設で提供可能なものに限られます。

施設は、契約利用者の求めに応じ契約利用者に対し、次のサービスを提供することができます。

- |               |                        |
|---------------|------------------------|
| (1) 食事の提供     | (4) レクリエーション及び行事       |
| (2) 入浴の準備     | (5) 健康管理及び疾病、負傷等緊急時の援助 |
| (3) 各種生活相談と助言 |                        |

その他、個々に必要な支援及び介護

### 第4条（利用料等）

利用料の額については、別表（または重要事項説明書に定める料金表）に基づき、契約利用者へ通知します。契約利用者は、通知された月毎の金額を確認のうえ、施設へ支払います。支払い方法は現金払いのほか、指定口座への振り込みとし、滞納のないよう努めることとします。

2 月の途中に入退所する場合は、日割り計算とします。

3 契約利用者が正当な理由なく上記利用料を1か月以上滞納した場合、施設が契約利用者に対して滞納額を催告したにもかかわらず、30日以内に支払いがない時は、施設は全部または一部の支援とサービスの提供を停止することができます。

## 第5条（資料の提供）

施設は必要に応じて、契約利用者へ入所（居）時または毎年、利用料認定に要する次の資料の提出を求めることができます。

### （1） 収入額の認定に必要な書類

イ 前年分の所得税確定申告の写し

ロ 確定申告のない場合は、年金通知書の写し又は所得の源泉徴収票その他収入を証明できる書類

### （2） その他、施設が指定する書類

## 第6条（契約の解除）

契約利用者が本契約を解除する場合、契約終了を希望する日の30日前までに施設に申し入れするものとします。

2 契約利用者が諸事情等により長期間居室を不在とする場合、施設、契約利用者、身元保証人の間で協議して本契約を解除することができます。

3 契約利用者が契約解除の申し入れを施設に行わず居室を退居したときは、施設が契約利用者の退居の事実を確認した翌日から起算し、3日目を持って本契約は解除されたものとします。

4 その他、契約入所者が集団生活の秩序を乱して他の入所者に迷惑をかけた場合や、本契約を継続しがたいほどの背信行為があった場合など、施設長が必要と判断したときは本契約を解除できます。

## 第7条（緊急時の対応）

施設は、契約利用者が急病若しくは火災等緊急避難を要する事態が発生した場合に備えて、常に万全の管理体制がとれるよう配慮します。

## 第8条（造作、模様替え等の制限）

施設の居室内外については、造作、模様替え等をしてはなりません。

2 万一、許可なく造作及び模様替えをした場合は、第10条（原状回復の義務並びに費用の負担）に準じ原状回復を行うものとします。

## 第9条（長期不在）

契約利用者がその居室に3日以上不在となる場合には、契約利用者は施設に対し予めその旨を届け出るとともに、各種費用の支払、居室の保全、連絡方法等について施設と協議するものとします。

#### 第10条（原状回復の義務並びに費用の負担）

契約利用者は施設及び備品について、契約利用者の責に基づき汚損、破壊もしくは滅失したとき、又は施設に無断で居室の原状を変更したときは、直ちに自己の費用により原状に回復するか、又は施設が定める代価を支払わなければなりません。

2 契約利用者は、本契約を解除又は終了した場合において契約利用者の居室を施設に明け渡すとき、修理もしくは取り替えを要する場合には、その費用は契約利用者が負担しなければなりません。

#### 第11条（賠償責任）

天災、事変その他の不可抗力及び火災、盗難、暴動、あるいは外出中の不慮の事故により、契約利用者が受けた損害、災難について施設は一切賠償責任を負わないものとします。ただし、施設の故意又は重大な過失による場合は、この限りではありません。

#### 第12条（身元保証人）

契約利用者は、居住支援法人等の援助を受けることなども含め、入所時に身元保証人を1名立てるものとします。なお、本条に定める身元保証人は、契約利用者と連帯して、本契約から生ずる契約利用者の債務を負担するものとします。

2 身元保証人は、契約利用者の緊急事態等に対応できる方（施設近隣市区町村在住の方等）とします。ただし、真にやむを得ない特別の事情があると認められ、身元保証人がいない場合はこの限りではありません。

3 身元保証人は、契約利用者の身柄及び契約利用者の所有物を引き受ける責任を負うものとします。

4 前項の身元保証人の負担は、極度額100万円（または、契約時の月額利用料金の12か月分）を限度とします。

5 身元保証人が負担する債務の元本は、契約利用者又は身元保証人が死亡したときに、確定するものとします。

6 身元保証人から請求があったときは、施設は身元保証人に対し、遅滞なく、利用料等の支払状況や滞納金の額、損害賠償の額等、契約利用者の全ての債務の額等に関する情報を提供しなければなりません。

7 身元保証人の住所又は氏名を変更したとき及び身元保証人が死亡等のために変更を要するときは、その旨を速やかに通知しなければなりません。

#### 第13条（立ち入り）

施設は契約利用者の緊急事態への対応、及び居室の保全、衛生、防犯、防火、その他管理上の必要があると認められるときは、契約利用者の承認を得ることなく居室に立ち入ることが出来ます。

#### 第14条（契約の終了及び処置）

本契約は、契約の解除、又は契約利用者が死亡したときに終了します。

2 施設は、契約利用者の所有物を善良な管理の下に注意をもって保管し、契約利用者の身元保証人に連絡して一切の処置を行う。

3 契約利用者の身元保証人は前項の連絡を受けた場合は、10日以内にその所有物を引き取り、居室を明け渡さなければなりません。

4 明け渡しの期日が過ぎてもなお残置された所有物については、施設において処分できるものとしします。

5 契約利用者は、契約終了日までに居室を施設に明け渡さない場合には、契約終了日の翌日から起算して、明け渡しの日までの利用料金等を施設に支払うものとしします。

#### 第15条（居室の変更）

施設は、契約利用者が次のいずれかに該当するときは、居室の変更をすることができます。

（1） 契約利用者の心身状態の変化等により、居室を変更することが適当と認められたとき

（2） その他、契約利用者からの申し出も含め、施設が必要と認められるとき

2 前項の居室の変更は、予め事前に契約利用者に通知するものとしします。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

#### 第16条（個人情報の保護）

施設の職員は、業務上知り得た契約利用者及びその家族の個人情報については、契約利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除き、契約中及び契約終了後、第三者に漏らすことがないように努めます。

2 個人情報の公表に関しては、契約利用者の心身の療養、介護サービスの円滑な実施、療養上適切な施設、病院への移転の場合等、個人情報を各事業所等と取り扱う場合、別途定める「個人情報の取り扱いに関する同意書」の同意の上で行うものとしします。

#### 第17条（苦情処理）

施設は、契約利用者からの苦情に迅速にかつ適切に対応するため、苦情相談受付窓口を設置するなど必要な措置を講じます。

#### 第18条（その他）

この契約書に定めのない事項については、必要に応じて施設、契約利用者間において協議し誠意をもって解決します。

## 重要事項説明書

当施設が契約入所者へ各種支援・サービスを提供するに際し、施設の概要や提供されるサービスなど説明すべき重要事項は次のとおりです。

### 1. 事業者

法人名	社会福祉法人 光明寺福祉会
法人所在地	〒910-0856 福井県福井市勝見3丁目2201
電話番号	0779-65-7132
代表者名	理事長 一乗 玲子
設立年月日	昭和54年8月21日

### 2. 利用施設

事業の種類	契約入所
事業の目的	契約利用者が、心身ともに充実した明るい生活を送ることができるように、また契約利用者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的とする。
施設の名称	養護老人ホーム 一乗ふれ愛園
施設の所在地	〒918-8131 福井県福井市小稲津町102-3
電話番号	(電話) 0776-41-0131
FAX番号	(FAX) 0776-41-0132
施設長氏名	安岡 直美
開設年月日	平成29年10月1日
利用定員	100名(うち、契約入所の定員は20%までの20名までとする)

### 3. 施設の概要

#### (1) 敷地及び建物

敷地	3,308.72 m <sup>2</sup>	
建物	構造	鉄骨造4階建
	延床面積	4,276.37 m <sup>2</sup>

## (2) 主な設備

設備の種類	室数	面積	備考
居室	20室	13.25 m <sup>2</sup>	専用
食堂	1室	303.24 m <sup>2</sup>	共用
浴室	1室	36 m <sup>2</sup>	共用
浴室	1室	4.23 m <sup>2</sup>	共用

## 4. 職員体制（主たる職員）

職種	人数	職種	人数
施設長	1名	医師（嘱託医）	1名
生活相談員	3名以上	支援員	7名以上
看護職員	2名以上	栄養士	1名
調理員	3名以上	事務員	2名

## 5. 職員の勤務体制

従業者の職種	勤務体制	休暇
施設長 看護職員 栄養士 事務員	8時30分～17時30分（正規の勤務時間）	月9休
生活相談員 支援員	8時30分～17時30分（日勤） 16時30分～翌9時30分（夜勤）	月9休
調理員	8時30分～17時30分（日勤） 6時00分～15時00分（早番） 10時30分～19時30分（遅番）	月9休
医師	週2回（月・木曜日）13時30分から園内にて 診察 年末年始・祝日を除く	—

## 6. サービスの概要

種類	内容
食事の提供	・契約入所者の身体状況に配慮した食事を提供します。 ・朝食は7時、昼食は12時00分、夕食は17時30分からとなります。
排泄の介助	・排泄の自立を促すため、契約入所者の身体能力を最大限に活用した援助を行うとともに、状況に応じて適切な介助を行います。

入浴の提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入浴または清拭を週2～3回行います。</li> <li>・シャワー浴は希望日に可能です。</li> </ul>
健康管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医務室にて嘱託医による診療や健康相談を受けることができます。</li> <li>・看護職員による健康管理に努めます。</li> <li>・緊急時には主治医あるいは関係医療機関に責任を持って引き継ぎます。</li> </ul>
相談及び援助	<ul style="list-style-type: none"> <li>・契約入所者や家族等からのご相談に誠意をもって応じ、可能な限りの援助を行うように努めます。</li> </ul>
理美容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・隔月、理髪の機会を設けております。ご希望の方はお申し出ください。</li> </ul>
利用料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・別途「利用料金」を参照ください。</li> </ul>

## 7. 苦情等の受付・申立先

### (1) 苦情の受付

当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

苦情受付窓口（担当者）	主任生活相談員 坂下 英人
受付時間	月曜日～金曜日 8時30分～17時30分
電話・FAX	電話：0776-41-0131 / FAX：0776-41-0132

### (2) 行政機関その他苦情受付機関

県国民健康保険団体連合会	0776(57)1614
県社会福祉協議会運営適正化委員会	0776(24)2347
福井市地域包括ケア推進課	0776(20)5400

## 8. 緊急時の対応

- (1) 契約入所者の容体が急変した場合、速やかに主治医または協力医療機関等へ連絡し、必要な措置を講じます。
- (2) 契約入所者への施設サービスの提供により事故が発生した場合、契約者のご家族等や関係市町村へ速やかに連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

## 9. 協力医療機関

名称	所在地	電話	診療科
厚生病院	福井市下六条町 201 番地	0776-41-3377	内科、外科、眼科、耳鼻咽喉科、 脳神経外科
嶋田病院	福井市西方町 1 丁目 2-11	0776-21-8008	歯科



## 10. 災害時発生への対応

災害発生時の対応	別途定める「養護老人ホーム一乗ふれ愛園 消防計画」にのっとり対応します。			
平常時の訓練等	別途定める「養護老人ホーム一乗ふれ愛園 消防計画」にのっとり、年2回以上の避難訓練を、入所者の方も参加して行います。			
防災設備	設備名称	個数等	設備名称	個数等
	スプリンクラー	全館	防火扉・シャッター	0
	避難階段	2	屋内消火栓	17
	自動火災報知機	有	非常通報装置	有
	誘導灯	18	避難器具	有
	ガス漏れ報知機	無		
消防計画等	福井市南消防署への提出日：令和3年5月10日 防火管理者：坂下 英人			

## 11. 施設ご利用の際に留意いただく事項

持ち物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・衣類、履き物、寝具、日常生活必需品、寝具、内服薬・湿布等</li> <li>・その他ご自身で必要と思われるものや施設が許可したもの</li> </ul>
来訪・面会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・来訪者は必ず職員へ届け出ください。</li> <li>・面会は9時00分～17時00分の時間内をお願いします。</li> </ul>
外出・外泊	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外出、外泊される場合は、事前に行き先と帰宅時間を職員に申し出てください。</li> </ul>
病院受診	<ul style="list-style-type: none"> <li>・嘱託医の指示で指定の医療機関を受診する際、職員が付き添い、送迎をおこないません。個人的に受診される場合は、職員の付き添いはできません。</li> </ul>
居室・設備等の利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設内の居室や設備等は、利用方法にしたがってご使用ください。これに反した利用法により破損等が生じた場合、賠償していただくことがあります。</li> </ul>
喫煙・飲酒	<ul style="list-style-type: none"> <li>・喫煙は決められた場所以外ではお断りいたします。</li> <li>・飲酒はお断りします。</li> </ul>
迷惑行為等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・騒音等、他の入所者の迷惑となる行為はおやめください。</li> <li>・むやみに他の居室等へ立ち入らないようにしてください。</li> </ul>
動物飼育	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設内への動物、植物の持ち込みおよび飼育はお断りします。</li> </ul>

契約入所にかかるサービス提供の開始に際し、本書面を交付し、重要事項の説明を行いました。

養護老人ホーム 一乗ふれ愛園

説明者職名 主任生活相談員 氏名 坂下 英人

私は、本書面に基づいて事業者から契約事項・重要事項の説明を受け、養護老人ホーム 一乗ふれ愛園 への契約入所及びサービス提供開始に同意します。

また施設、契約利用者、身元保証人は記名（署名）押印のうえ契約し、その証として各1通ずつ保有します。なお、自署の場合、押印は不要とします。

契約日 令和 年 月 日

理事長

住 所： 〒910-0856

福井県福井市勝見3丁目2201番地

氏 名： 社会福祉法人 光明寺福祉会

理事長 一乗 玲子



契約者

住 所：

氏 名：

身元保証人

住 所：

氏 名：